

### 3. 上半期報告損益計算書

(単位:百万円、%)

科目	期別	平成18年度上半期 〔平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで〕		平成19年度上半期 〔平成19年4月1日から 平成19年9月30日まで〕		平成18年度要約損益計算書 〔平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで〕	
		金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
経常収益		2,285,399	100.0	2,165,299	100.0	4,689,556	100.0
保険料等収入		1,671,753		1,558,994		3,293,707	
(うち保険料)		(1,671,566)		(1,558,625)		(3,293,036)	
資産運用収益		494,343		478,850		1,088,348	
(うち利息及び配当金等収入)		(359,157)		(404,587)		(771,458)	
(うち有価証券売却益)		(132,393)		(58,430)		(202,434)	
(うち有価証券償還益)		(2,684)		(3,881)		(18,508)	
(うち特別勘定資産運用益)		(-)		(11,861)		(94,986)	
その他経常収益		119,302		127,454		307,500	
経常費用		2,183,642	95.5	2,076,592	95.9	4,452,698	94.9
保険金等支払金		1,112,981		1,250,637		2,377,981	
(うち保険金)		(382,509)		(434,715)		(785,051)	
(うち年金)		(135,943)		(149,986)		(352,993)	
(うち給付金)		(231,452)		(259,795)		(468,612)	
(うち解約返戻金)		(310,884)		(331,571)		(665,028)	
(うちその他返戻金)		(51,660)		(73,972)		(105,158)	
責任準備金等繰入額		432,583		244,777		882,945	
支払備金繰入額		4,265		12,723		-	
責任準備金繰入額		422,469		226,360		871,390	
社員配当金積立利息繰入額		5,847		5,693		11,554	
資産運用費用		212,562		153,309		314,196	
(うち支払利息)		(4,135)		(5,558)		(8,844)	
(うち商品有価証券運用損)		(-)		(212)		(-)	
(うち金銭の信託運用損)		(2,569)		(1,112)		(1,276)	
(うち有価証券売却損)		(113,841)		(64,283)		(129,147)	
(うち有価証券評価損)		(4,910)		(10,351)		(12,044)	
(うち有価証券償還損)		(99)		(58)		(112)	
(うち金融派生商品費用)		(22,219)		(9,991)		(39,861)	
(うち特別勘定資産運用損)		(8,623)		(-)		(-)	
事業費用		208,890		216,722		433,707	
その他経常費用		216,625		211,147		443,867	
経常利益		101,756	4.5	88,706	4.1	236,857	5.1
特別利益		2,997	0.1	4,037	0.2	3,807	0.1
特別損失		14,366	0.6	11,381	0.5	33,660	0.7
税引前中間純剰余		90,387	4.0	81,362	3.8	*1 207,004	4.4
法人税及び住民税		56,251	2.5	68,652	3.2	112,432	2.4
法人税等調整額		45,081	2.0	58,203	2.7	80,296	1.7
中間純剰余		79,217	3.5	70,913	3.3	*2 174,867	3.7

(注)\*1 平成18年度決算における税引前当期純剰余を記載しました。

\*2 平成18年度決算における当期純剰余を記載しました。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

平成19年度上半期末

#### 1. 会計方針に関する事項

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### 有価証券

有価証券(預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式および関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第2条の3第3項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては9月末日の市場価格等(国内株式は9月中の市場価格の平均)に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

###### 商品有価証券

商品有価証券の評価は、時価法によっております。

##### (2) 責任準備金対応債券の評価基準及び評価方法

残存年数10年以下の個人保険・個人年金保険、残存年数10年超40年以下の個人保険・個人年金保険、財形保険・財形年金保険、拠出型企業年金保険(ただし一部保険種類を除く)の小区分に対応した円貨建債券のうち、デュレーション・コントロールを目的として保有するものについて「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

責任準備金対応債券の当中間期末における上半期報告貸借対照表計上額は、4,909,618百万円、時価は4,966,390百万円であります。

##### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

##### (4) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・ 再評価を行った年月日 平成13年3月31日
- ・ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格および第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。

平成19年度上半期末

- ・ 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 32,298百万円

(5) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法により年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、有形固定資産(土地・建物を除く)のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。

建物(建物附属設備、構築物は除く)

a. 平成19年3月31日以前に取得したものの  
旧定額法によっております。

b. 平成19年4月1日以降に取得したものの  
定額法によっております。

建物以外

a. 平成19年3月31日以前に取得したものの  
旧定率法によっております。

b. 平成19年4月1日以降に取得したものの  
定率法によっております。

(6) 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法

無形固定資産の減価償却の方法は定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間(5年)に基づく定額法により行っております。

(7) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債(子会社および関連会社株式は除く)は、9月末日の為替相場により円換算しております。なお、子会社および関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

(8) 引当金の計上方法

貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保ならびに保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保ならびに保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額等に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

平成19年度上半期末

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保ならびに保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,267百万円であります。

投資損失引当金

投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、時価のない有価証券について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に従い、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理しております。

数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数により翌事業年度から損益処理しております。

役員退任慰労引当金

役員退任慰労引当金は、役員退任慰労金の支給に備えるため、第105回定時総代会で決議された役員退任慰労金の打ち切り支給額のうち、将来の支給見込額を計上しております。

時効保険金等払戻引当金

時効保険金等払戻引当金は、時効処理により収益計上した保険金等について契約者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。

(9) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(10) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(11) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成19年6月15日）に従い、主に、貸付金の一部および公社債の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理および繰延ヘッジ、外貨建貸付金、外貨建定期預金については為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップ、為替予約による振当処理、また外貨建債券の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして通貨オプション、為替予約による時価ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動または時価変動を比較する比率分析によっております。

(12) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税のうち、法人税法施行令に定める繰延消費税については、その他資産に計上し5年間で均等

## 平成19年度上半期末

償却し、繰延消費税以外のものについては、当中間期に費用処理しております。

### (13) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式

なお、平成8年3月以前加入の終身保険のうち、保険料払込満了後契約（一時払契約を含む）を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を追加して積み立てることとし、当中間期において既に保険料払込満了後となっている契約（一時払契約を含む）については、今後5年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、責任準備金繰入額は89,693百万円増加し、経常利益および税引前中間純剰余は89,693百万円減少しております。

### (14) 法人税及び住民税

当中間期に係る法人税及び住民税および法人税等調整額は、当事業年度において予定している剰余金処分による不動産圧縮積立金、不動産圧縮特別勘定積立金、社員配当準備金、基金利息の積立および取崩しを前提として、金額を計算しております。

## 2. 会計方針の変更

(1) 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号および「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定率法」および「定額法」によっております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益および税引前中間純剰余は65百万円減少しております。

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち、従来償却可能限度額まで償却が到達している有形固定資産については、償却到達年度の翌年度より残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより経常利益および税引前中間純剰余は367百万円減少しております。

(2) 従来、時効処理により収益計上した保険金等の契約者への払戻損失は、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号）に基づき、当中間期から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てる方法に変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、特別損失が800百万円増加し、税引前中間純剰余は800百万円減少しております。

(3) 従来、固定資産税および都市計画税は、賦課決定日の属する中間期に賦課決定額全額を費用処理しておりましたが、当中間期より保険業法施行規則第59条の7（平成20年4月1日施行予定）の規定により平成20年度から四半期開示が求められることを機に、より適正な期間損益計算を行うため、賃貸用不動産にかかる固定資産税および都市計画税について当中間期に対応する金額を計上しております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、資産運用費用は3,042百万円減少し、経常利益および税引前中間純剰余は3,042百万円増加しております。

平成19年度上半期末

3. 平成12年8月に実施した住宅ローンの証券化等(当中間期末の原債権残高79,371百万円)に伴い、当社が保有する受益権(25,918百万円)については、貸付金として上半期報告貸借対照表に表示しております。なお、貸倒引当金については、現存する原債権残高の総額を対象として算定しております。
4. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の上半期報告貸借対照表価額は、658,130百万円であります。
5. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、30,501百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。
- 貸付金のうち、破綻先債権額は6,155百万円、延滞債権額は21,001百万円、3カ月以上延滞債権額は1,661百万円、貸付条件緩和債権額は1,681百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
- 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
- 3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
- 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取り決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
- (8) にあげた取立不能見込額の直接減額により、破綻先債権額は1,236百万円、延滞債権額は3,030百万円それぞれ減少しております。
6. 有形固定資産の減価償却累計額は、584,287百万円であります。
7. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、1,741,623百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
8. 上半期報告貸借対照表に計上した固定資産の他、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機があります。
9. 社員配当準備金の異動状況は次の通りです。
- |                 |            |
|-----------------|------------|
| イ. 前年度末現在高      | 358,170百万円 |
| ロ. 前年度剰余金よりの繰入額 | 114,169百万円 |
| ハ. 当中間期社員配当金支払額 | 76,083百万円  |
| ニ. 利息による増加等     | 5,693百万円   |
| ホ. 当中間期末現在高     | 401,950百万円 |
10. 子会社等の株式等は、78,735百万円であります。
11. 担保に供されている資産の額は有価証券34,521百万円、預貯金86百万円であります。また、担保付き債務の額は39百万円であります。
12. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険に付した

平成19年度上半期末

部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額はありません。また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は0百万円であります。

- 13．基金20,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。
- 14．売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当中間期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は7,823百万円であり、担保に差し入れているものの時価は26,802百万円であります。
- 15．貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、15,429百万円であります。
- 16．その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金130,000百万円が含まれております。
- 17．負債の部の社債57,698百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された外貨建劣後特約付社債（外貨額499百万米ドル）であります。
- 18．保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間期末における当社の今後の負担見積額は、63,675百万円であります。なお、当該負担金は拠出した中間期の事業費として処理しております。
- 19．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（損益計算書関係）

平成19年度上半期

- 1．有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券7,311百万円、株式等15,835百万円、外国証券35,283百万円であります。
- 2．有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券29,812百万円、株式等1,932百万円、外国証券32,539百万円であります。
- 3．有価証券評価損の主な内訳は、株式等6,101百万円、外国証券696百万円、その他の証券3,553百万円であります。
- 4．支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額はありません。また、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は0百万円であります。
- 5．利息及び配当金等収入の内訳は、以下のとおりであります。

預貯金利息	2,352百万円
有価証券利息・配当金	314,980百万円
貸付金利息	51,819百万円
不動産賃貸料	29,651百万円
その他利息配当金	5,783百万円
計	404,587百万円
- 6．「商品有価証券運用損」の主な内訳は、利息及び配当金等収入229百万円、売却損548百万円、評価益135百万円であります。

7. 「金銭の信託運用損」には、評価損が1,362百万円含まれております。  
 8. 「金融派生商品費用」には、評価損が3,306百万円含まれております。  
 9. 当中間期における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産をグルーピングした方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物	計
賃貸不動産等	1件	47	-	47
遊休不動産等	10件	723	127	850
合 計	11件	770	127	897

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを3.18%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については売却見込額、不動産鑑定評価基準に基づく評価額、固定資産税評価額または相続税評価額に基づく時価を使用しております。

10. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。